

さつま町ものづくり企業振興会規約

(名 称)

第1条 この会は、さつま町ものづくり企業振興会(以下「振興会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 振興会は、企業間及び関係機関との情報交換並びに相互研修により連携を深め、本町の産業振興に資することを目的とする。

(事 業)

第3条 振興会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 情報交換会、交流会の開催
- (2) 産業の振興に関する調査及び研修会、講習会の実施
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第4条 振興会の会員は、本会の目的に賛同する町内の企業、さつま町商工会、さつま町議会及びさつま町とする。

2 前項の企業は、日本標準産業分類大分類製造業に分類される従業員5名以上の企業とする。

3 会員数は次のとおりとする。

- (1) 町内ものづくり企業 2名以内
- (2) さつま町商工会 2名以内
- (3) さつま町議会 3名以内
- (4) さつま町 5名以内

4 振興会に入会しようとする者は、所定の入会申込書(第1号様式)を会長に提出し、幹事会で承認を得なければならない。

(退 会)

第5条 会員が退会しようとするときは、退会届(第2号様式)を会長に提出しなければならない。

(役 員)

第6条 振興会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監 査 2名
- (4) 幹 事 若干名

2 役員は会員の互選によって選出する。

3 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は振興会を代表し、会議を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 会計監事は、会計事務を監査する。
- (4) 幹事は、幹事会を構成する。

(会 議)

第8条 振興会の会議は、総会とし、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、会員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総 会)

第9条 総会は、次の事項を決定する。

- (1) 事業計画に関すること
- (2) 予算及び決算に関すること
- (3) 規約の変更に関すること
- (4) その他重要なこと

(幹事会)

第10条 振興会に幹事会を置き、総会の審議事項、その他会長が必要と認める事項について協議する。

2 幹事は次に掲げる職にある者をもって充て、幹事長はさつま町の幹事をもって充てる。

- (1) 企業代表 若干名
- (2) さつま町 1名

(事務局)

第11条 振興会の庶務を処理させるため、さつま町企業誘致担当課内に事務局を置く。

2 事務局の職員は、さつま町の職員のうちから会長が委嘱する。

3 事務局の事務処理に関し必要な事項は会長が定める。

(経 費)

第12条 振興会の運営に関する経費は、団体の負担金、その他の収入をもってこれに充てる。

2 負担金の額は、総会において別に定める。

(会 計)

第13条 振興会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(その他)

第14条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

1 この規約は、設立総会の日(平成19年4月25日)から施行する。ただし、設立当初の会計年度は、第13条の規定にかかわらず、設立総会の日から平成20年3月31日までとする。

2 振興会の設立当初における入会者は、前項の規定する日に入会したものとみなす。

第1号様式(第4条関係)

平成 年 月 日

さつま町ものづくり企業振興会会長 様

所在地
団体名
代表者

入 会 申 込 書

さつま町ものづくり企業振興会規約第4条第4項の規定により、入会申込書を提出
します。

第2号様式(第5条関係)

平成 年 月 日

さつま町ものづくり企業振興会会長 様

所在地
団体名
代表者

退 会 届

さつま町ものづくり企業振興会規約第5条の規定により、退会届を提出します。